内閣府

国家公安委員会委員に任命する（二月二十二日）
前田　晃伸

民間資金等事業推進委員会委員に任命する（二月二十四日）
伊藤　陽子

辞職を承認する（二月二十八日）

文部科学省

スポーツ・青少年局生涯スポーツ課長
坂元　譲次

皇室事項

御見舞電報及び御答電

天皇陛下の御検査のための御入院に際し、次の外国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

クウェート国首長殿下
タイ国国王陛下
アフガニスタン国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年二月二日　　外務大臣　前原　誠司

次に掲げる者は、死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年四月五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
松元　達也（昭和三十九年四月二日生）	神奈川県川崎市多摩区菅北浦四―三―七	TK三四〇一七二七（二〇一〇年十一月二十五日）	松元　達也	平成二十三年二月四日、室蘭簡易裁判所から覚せい剤取締法違反及び関税法違反事件被疑者として逮捕状が発付された。
浮橋　勝（昭和三十四年五月二十六日生）	東京都杉並区方南一丁目四―十二	TK三四七六七五九（二〇一〇年十一月二十六日）	浮橋　勝	平成二十三年二月四日、室蘭簡易裁判所から覚せい剤取締法違反及び関税法違反事件被疑者として逮捕状が発付された。

認定社内検定の事項の変更等に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成九年十二月二十五日付けで認定した日産自動車株式会社の日産フォークリフト整備士検定について、認定規定第六条第一項及び第二項の規定により認定社内検定の事項の変更を平成二十三年二月十八日付けで承認したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月二日

変更後の認定事業主等の名称
日産フォークリフト株式会社

変更前の認定事業主等の名称
日産自動車株式会社

厚生労働大臣　細川　律夫

公告

諸事項

工場財団

兵庫県伊丹市西桑津字倉ケ市320番地**大阪ハイドラント株式会社**の工場財団に兵庫県伊丹市西桑津字倉ケ市320番地大阪ハイドラント株式会社空港事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年3月2日

神戸地方法務局伊丹支局

証票無効

○　徴収職員証票、国税収納官吏章、歳入歳出外現金出納官吏章

平成22年7月12日交付　第10D006号
名古屋国税局　財務事務官　北川　昌弘　名義分

平成23年2月4日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成23年3月2日

国税庁

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年3月2日

関東経済産業局長　照井　恵光

名称	タマファイナンス株式会社
本店の所在地	東京都港区高輪三丁目19番26号
登録番号	関東（個）第5号
営業廃止年月日	平成22年11月30日